



第2編 基本構想

1 まちづくりの基本姿勢

本町では、「果実とやすらぎの里・仁木町」を永遠のテーマとし、恵まれた気候条件と緑豊かな自然環境を活かした「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にするまち」を町の将来像として「第5期仁木町総合計画」を推進してきました。

しかし、他の自治体の多くと同様に、本町においても出生数の低下や進学・就職などを契機とした若い世代の町外転出などを背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。

将来にわたって本町が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

今後も特色ある農産物の産地としての強みや地域資源などを活かしながら、次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そのような住みよい魅力的なまちをつくるため、まちづくりの基本姿勢を以下のとおり設定します。

《まちづくりの基本姿勢》

◆まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり

気候風土や歴史に根ざした固有の特性を活かし、今後も、「果実とやすらぎの里」としての知名度を高め、特性を磨き、町の個性を確立するまちづくりに取り組みます。

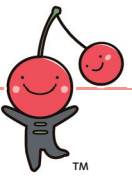
◆新しい時代の流れを取り入れたまちづくり

I o Tなどの新しい技術の活用や持続可能な国際社会を目指すSDGsなど、新しい時代の流れを本町に合った形で取り入れたまちづくりを進めます。

また、北海道新幹線や高速道路の延伸など、近い将来に実現されるインフラ整備を見据えたまちづくりを進めます。

◆町民とともに創るまちづくり

「まちづくりの主人公は町民である」ことを念頭に、人それぞれの個性や主体性を尊重し、様々な世代や立場にある町民の意向・意見等の把握に努め、町政に関する情報発信を積極的に取り組み、町民とともに歩むまちづくりを進めます。



2 町の将来像

(1) 10年後の町の将来像

『果実とやすらぎの里・仁木町』を永遠のテーマとし、本計画における10年後の町の将来像を下記のとおり設定します。

『果実とやすらぎの里・仁木町』

魅力ある、住みよい、 個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち ～すべては未来の子どもたちのために～

将来像に込めた想い

魅力ある、住みよい

本町の強みである恵まれた気候条件と自然環境、地理的条件を活かした農業・観光の更なる振興を図るとともに、町民にとって住みよい、町外の人にとって訪れてみたい魅力あるまちを目指します。

個人の主体性

より良いまちをつくるため、町民一人ひとりが主体性をもち、それぞれの立場で主人公になることができるまちづくりの推進を目指します。

地域の共生・調和

人や地域のそれぞれの個性や独自性を尊重するとともに、人と地域の共生・調和を大切に、町全体が一体となったまちづくりを目指します。

すべては未来の子どもたちのために

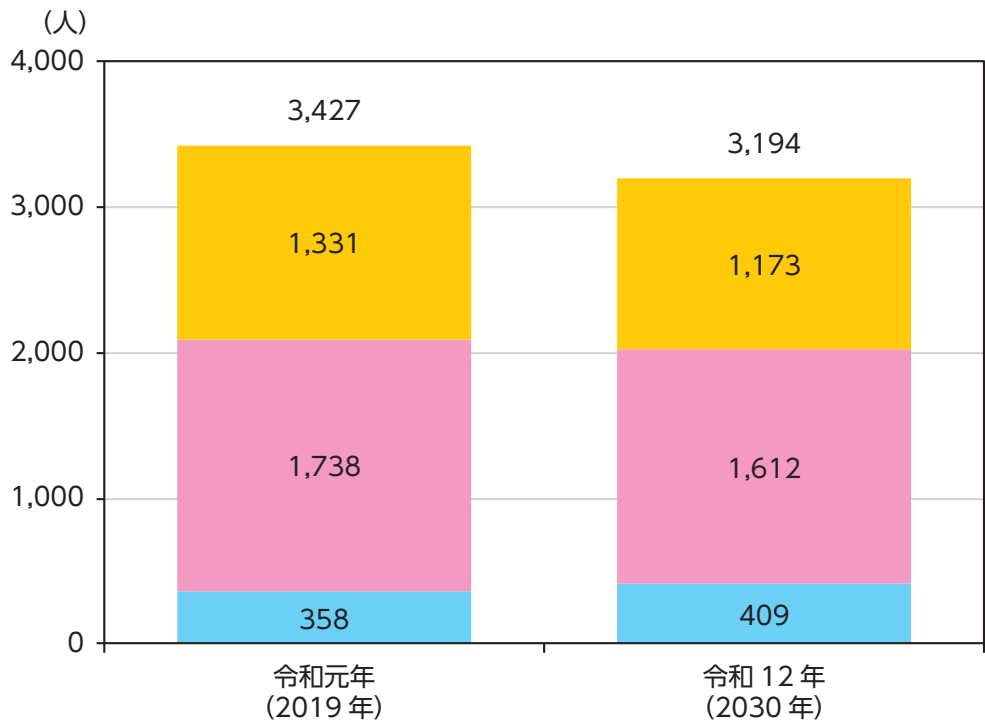
これから生まれてくる子どもたちが本町で希望をもって成長し、安心して生活することができるよう、行政だけではなく、企業、民間団体、そして様々な世代の町民が一体となったまちづくりを通じ、本町の持続的な発展を目指します。

(2) 目標人口

今後10年で進むと予測される人口減少と少子高齢化は、本町の将来に様々な影響を与えることが想定されます。本町では、平成27年度（2015年度）に策定した「第1期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」において、令和22年（2040年）における総人口を2,900人以上確保することを目標として人口減少対策を推進してきました。

令和元年度（2019年度）に見直しを行った「第2期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」においてもこの目標を継承するとともに、本計画における将来人口推計として採用し、令和12年（2030年）に3,194人の人口を確保することを目標とします。

■目標人口



■ 年少人口（15歳未満） ■ 生産年齢人口（15～64歳） ■ 高齢者人口（65歳以上）

	令和元年（実績）		令和12年（目標）	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
総人口	3,427	100.0	3,194	100.0
年少人口（0～14歳）	358	10.4	409	12.8
生産年齢人口（15～64歳）	1,738	50.8	1,612	50.5
高齢者人口（65歳以上）	1,331	38.8	1,173	36.7
参考：社人研推計	3,253*	—	2,778	—

*実績値：住民基本台帳人口（10月1日現在）、推計値：第2期仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

*社人研推計の実績値は令和2年度の人口



3 土地利用の基本方針

(1) 土地利用の構想

土地は、町民生活、産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。

まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

特に、開通予定の一般国道5号倶知安余市道路における町内2か所（仁木地区・大江地区）のインターチェンジ設置など、「第5期仁木町総合計画」から本町の社会経済情勢が大きく変化している中で有効な土地利用を図る必要があります。加えて我が国における人口減少・少子高齢化社会の進展に伴う限界集落の出現や集落の消滅等を踏まえると、今後10年における本町の集落形成のあり方についても、土地利用の観点から検討していく必要があります。

これらの土地利用については、本町が有する地形的な特性や土地利用の経緯、実態などに配慮しながら、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるような調和のとれた土地利用を推進します。

(2) 土地利用の方向

町域を「農用地」、「住宅地、市街地等」、「森林」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

◆農用地

農用地については、食糧供給の基盤であるとともに、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等にとって重要な役割を担っています。

地域の特性を活かした農業形態を維持・発展させていくため、優良農地の確保と保全に努め、担い手農家への利用集積を進めるとともに、新規就農者の育成・確保を図り、農地の有効利用に努めます。

なお、農用地の利用転換については、地域農業や景観などに及ぼす影響に配慮し、優良農地の保全を基本として無秩序な転用を抑制し、農業以外の土地利用との調整を図っていきます。

◆住宅地、市街地等

住宅地については、人口や世帯数の動向、住宅ニーズや道路網の整備状況を踏まえ、適切な場所へと宅地誘導を図ります。

中心市街地においては、子育て支援拠点や産業経済拠点となる施設の整備など、利便性の高い効率的な住環境の形成を目指すとともに、市街地活性化に向け、空き地、空き店舗・住宅の活用など土地や建物の有効利用を推進します。

また、他の地域では、定住人口の確保と地域のコミュニティの維持のため、地域生活拠点の形成など居住環境の質的向上に努めます。

◆森林

森林については、木材生産の経済的機能とともに、自然生態系の保全、防災、水資源の涵養、保健休養などの公益機能を有しています。

これらの機能が十分に発揮できるよう森林整備を推進します。



4 施策の大綱

(1) SDGs との関係

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和 12 年（2030 年）までの持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals エス ディー ジーズ）が採択されました。

これを受けて我が国は、政府に SDGs 推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、平成 29 年（2017 年）12 月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において、地方創生の一層の推進のためには、地方公共団体においても SDGs 達成のための積極的な取組が不可欠であるとしています。

本計画の推進は SDGs 達成に向けた取組を推進することに資すると考えられることから、SDGs の 17 の国際目標と本計画の対応を整理し、本計画の施策と SDGs の目標との関連付けを明記することとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



(2) 基本目標

基本目標1 町民に健康と安心を

心とからだの健康を保ち、いくつになっても生きがいをもちながら健やかに生活していくために、地域全体で積極的な健康づくりの取組を進めるとともに、昨今流行している新感染症の予防や拡大抑制に向けた環境整備、正しい知識の普及啓発などに努めます。

また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てることができ環境づくりを図るため、子ども子育て支援拠点の整備を図るとともに妊娠期から出産後の成長に応じた各段階において必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

基本目標2 町民に質の高い教育を

家庭・学校・地域が一体となり、未来の担い手である子どもたちが健やかに育ち、新しい時代に対応した生きる力を身に付けられるよう、学校のあり方に関する検討を進めるとともにより良い教育環境づくりを進めます。

また、各世代が心豊かな生活を送れるよう、生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境整備を進めます。

基本目標3 町民に生活の潤いを

今後予想される公共交通機関の変化に対応するため、町民ニーズを踏まえた上で広域的な連携を図りながら地域公共交通の見直しを行うほか、町内全域にインターネット環境の整備を推進することにより、IoTやロボット、人工知能(AI)などの利便性の高い先端技術の普及を促進するなど、地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、移住・定住に向けた住環境の整備への支援やより良い景観の形成など、人口減少の抑制を図りながら、住みよいまちづくりを目指した取組を推進します。

さらに、普段の生活で欠かすことのできない水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な改修等を図るなど、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境の整備に努めます。



基本目標4 町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を

基幹産業である農業については、安定的・持続的な農業経営の確立やICTの活用・普及などを推進します。

また、人口減少や高齢化の進行により、担い手・労働力不足が更に深刻化していくことが予想されることから、若者の雇用の確保、人材育成を図るとともに、新たな産業構造やテレワークなどの就労形態の変化に対応した支援と企業誘致・連携を推進し、総合的な視点から産業振興を図ります。

さらに、観光については、豊かな自然や地域資源、イベントなどを通して、本町の魅力を町内外へ積極的に発信するほか、今後予定される一般国道5号俱知安余市道路の開通に向けた取組の推進に努めます。

基本目標5 町民とともに推進するまちづくりを

まちづくりへの参画機会の充実、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動の充実を図りながら、町民一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域、行政それぞれがふれあい、交流することで仁木町らしいまちづくりを推進します。

また、効果的・効率的な行財政運営を意識しながら、町民ニーズに対応できる体制づくり及び持続可能なまちづくりを推進します。

(3) 基本構想の体系

『果実とやすらぎの里・仁木町』

魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にするまち
 ～すべては未来の子どもたちのために～

大分野	中分野	小分野
町民に健康と安心を	福祉	地域福祉の推進
		高齢者福祉の推進
		障がい者福祉の推進
	子育て	子育て支援の充実
	保健・医療	健康づくりの推進
		地域医療体制の充実
	生活安全	防災体制の充実
		消防・救急体制の充実
		安全な暮らしづくりの推進
町民に質の高い教育を	学校教育	学校教育の充実
	生涯学習	生涯学習の充実
町民に生活の潤いを	道路・公園・緑地	道路・河川・景観の整備
		公園・緑地の整備
	交通	地域公共交通の活性化
	情報	情報化の推進
	生活環境	住環境の整備
		上水道の整備
		生活排水処理の推進
	環境衛生	ごみ処理の推進
火葬場・墓園の管理		
環境共生	自然環境の保全	
町民とともに築く 豊かで活力ある 産業振興を	農林業	農業の振興
		森林環境の保全
	商工業	商業の振興
		工業の振興
		ワイン産業の振興
		企業誘致・連携の推進
	観光	観光の振興
町民とともに推進する まちづくりを	地域づくり	地域づくりと交流の推進
		住民参画の推進
		男女共同参画・人権擁護の推進
	広報・広聴	広報・広聴の充実
		情報公開の推進
	行政経営	行政運営の推進
		財政運営の健全化
	広域連携	広域行政の推進